



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第90号

平成24年11月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

- 1367 保安林の指定施業要件の変更予定(治山課)
- 1368 保安林の指定施業要件の変更予定(治山課)
- 1369 保安林の指定施業要件の変更予定(治山課)
- 1370 土地改良事業計画の認可(農地計画課)
- 1371 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 1372 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)

選挙管理委員会告示

- 95 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
- 96 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
- 97 政治資金規正法による政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)
- 98 政治資金規正法による政治団体の收支報告書の要旨(期限後提出分)(選挙管理委員会)
- 99 政治資金規正法による資金管理団体の届出(選挙管理委員会)

教育委員会告示

- 6 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正(義務教育課)

告　　示

◎新潟県告示第1367号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月16日

新潟県知事　泉田　裕彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
新潟県村上市猿沢字新蔵沢3596、3597
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1368号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する

予定である。

平成24年11月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新潟県村上市猿沢字新蔵沢3598

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1369号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新潟県村上市猿沢字新蔵沢3596、3597

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成24年11月16日

新潟県村上地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
村上市 三面川沿岸土地改良区	村上山辺里	農業用用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	新規	平成24年11月7日	第48条

◎新潟県告示第1371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年11月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市船見公共下水道

3 事業施行期間

昭和27年12月1日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和44年建設省告示第763号、昭和50年新潟県告示第1003号、昭和56年新潟県告示第945号、昭和60年新潟県告示第3142号、平成5年新潟県告示第568号、平成8年新潟県告示第204号、平成11年新潟県告示第1378号及び平成18年新潟県告示第558号の事業地から海辺町、山田町、船見町、雲雀町、宝町、窪田町、入船町通、附船町、忠蔵町、浮洲町、東入船町、稲荷町、鶴川岸町、田町、元下島町、菅根町、夕栄町、東受地町、西受地町、寄合町、寺山町、栄町、寿町、元祝町、祝町、横七番町通、横六番町、曙町、寄附町、翁町、四ツ屋町、赤坂町、鳥帽子町、田中町、西船見町西堀前通、早川町、本町通、東堀通、東堀前通、古町通、上大川前通、緑町、魁町、西湊町、豊照町、船場町、芳町、見方町、相生町、北毘沙門町、南毘沙門町、下大川前通、礎町、新島町通、雪町、月町、花町、秣川岸町、並木町、東廻島町、西廻島町、住吉町、南多門町、北多門町、北浜通、南浜通、東大畠町、中大畠町、二葉町、西大畠町、寄居町、西中町、南横堀町、礎町通上1ノ町、西堀通、営所通、下旭町、東中通、寺裏通、旭町通、学校裏町、医学町並びに学校町通を削り、中央区柳島町3丁目、川端町5丁目、一番堀通町、船見町1丁目、山田町2丁目、入船町4丁目並びに海辺町1番町とする。

(2) 使用の部分

新潟市中央区一番堀通町、川端町5丁目、柳島町3丁目及び入船町4丁目地内並びに緑町から礎町通5ノ町まで、柳島町3丁目から本間町2丁目まで、山田町2丁目から山田町1丁目まで、山田町1丁目から柳島町3丁目まで及び一番堀通町から新島町通4ノ町までの区間内を加える。

◎新潟県告示第1372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年11月16日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市中部公共下水道

3 事業施行期間

昭和44年3月28日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和44年建設省告示第763号、昭和46年新潟県告示第431号、昭和52年新潟県告示第751号、昭和55年新潟県告示第2512号、昭和56年新潟県告示第2326号、昭和57年新潟県告示第1421号、昭和57年新潟県告示第3226号、昭和59年新潟県告示第951号、平成5年新潟県告示第569号、平成5年新潟県告示第2490号、平成8年新潟県告示第205号、平成10年新潟県告示第743号、平成11年新潟県告示第1379号、平成18年新潟県告示第559号及び平成20年新潟県告示第606号の事業地から関屋浜松町、関屋大川前通、関屋恵町、浜浦町、関屋金鉢山町、文京町、信濃町、関屋有明台、関屋金衛町、関屋昭和町、平島、小針、青山、水道町、白山浦、松波町、関屋本村町、関屋田町、川岸町、下川原町、学校町通、旭町通、沼垂西万代、天明町、弁天町、万代町、東万代町、明石通、蒲原町、明石、花園、上所島、白山浦新町通、関屋御船藏町、関屋、汐見台、有明台、流作場

新、出来島、近江、女池、神導寺、紫竹、燈、米山、西船見町、西大畠町、小針上山、小針藤山、小針が丘、小針南台、堀割町、有明大橋町、弥生町、西有明町、内野町、関屋堀割町、台、寺尾西、寺尾中央公園、寺尾、新通、青山新町、坂井、大野、須賀、五十嵐下谷内、真砂町、浦山、南万代町、鏡が岡、馬越、西馬越、万代島、長嶺町、流作場、春日町、幸町、水島町、下所島、網川原、紫竹山、笹口、天神尾、南田、諏訪野、青山水道、東出来島、南長潟、美の里、寺尾新町、五十嵐1の町、有明町、松美台、小針台、新光町、水道町1丁目及び2丁目並びに白山浦1丁目及び2丁目並びに関屋松波町1丁目、2丁目及び3丁目並びに関屋本村町1丁目及び2丁目並びに関屋田町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに関屋下川原町1丁目及び2丁目並びに関屋新町通1丁目、2丁目及び3丁目並びに関屋昭和町1丁目、2丁目及び3丁目並びに関屋金衛町1丁目及び2丁目並びに関屋大川前通1丁目、関屋大川前1丁目及び2丁目並びに浜浦町1丁目及び2丁目並びに関新1丁目及び3丁目並びに川岸町1丁目、2丁目及び3丁目並びに旭町通1番町及び2番町並びに学校町通1番町、2番町及び3番町並びに浦山1丁目、2丁目及び4丁目並びに青山1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目並びに東青山1丁目及び2丁目並びに小針西1丁目及び2丁目並びに寺尾前通1丁目、2丁目及び3丁目並びに西小針台1丁目、2丁目及び3丁目並びに寺尾上1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに寺尾東1丁目、2丁目及び3丁目並びに寺尾西1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに寺尾北1丁目及び2丁目並びに寺尾台1丁目、2丁目及び3丁目並びに坂井東1丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに坂井1丁目、2丁目及び3丁目並びに松美1丁目、2丁目及び3丁目並びに五十嵐東1丁目及び2丁目並びに内野山手2丁目、松海が丘1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに上新栄町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに真砂1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに平島1丁目及び2丁目並びに竜が島1丁目及び2丁目並びに沼垂東1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに沼垂西1丁目、2丁目及び3丁目並びに日の出1丁目、2丁目及び3丁目並びに万代1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに八千代1丁目及び2丁目並びに弁天1丁目、2丁目及び3丁目並びに弁天橋通1丁目、2丁目及び3丁目並びに東大通1丁目及び2丁目並びに明石1丁目及び2丁目並びに弁天町2丁目、明石通1丁目、東町1丁目、花園1丁目及び2丁目並びに幸西1丁目、2丁目及び3丁目並びに笹口1丁目、2丁目及び3丁目並びに南笹口1丁目及び2丁目並びに鎧1丁目、2丁目及び3丁目並びに鎧西1丁目及び2丁目並びに紫竹山1丁目、2丁目及び3丁目並びに天神1丁目及び2丁目並びに米山1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに堀之内南1丁目及び2丁目並びに女池1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目並びに女池西1丁目及び2丁目並びに女池神明1丁目、2丁目及び3丁目並びに愛宕1丁目、2丁目及び3丁目並びに女池東1丁目、女池北1丁目並びに下所島1丁目及び2丁目並びに上所1丁目、2丁目及び3丁目並びに神道寺1丁目、2丁目及び3丁目並びに上所中1丁目、2丁目及び3丁目並びに上所上1丁目、2丁目及び3丁目並びに和合町1丁目、2丁目及び3丁目並びに姥ヶ山1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに京王1丁目、2丁目及び3丁目並びに高志1丁目及び2丁目並びに曾野木1丁目及び2丁目並びに天野1丁目、2丁目及び3丁目並びに太右エ門新田字浦潟、字下田及び字一分田並びに女池字西前沢、字下山、字上山前、字中村北、字和合町、字下山北、字中央北、字中村北、字上山、字下山南、字東前沢、字蓮潟東、字上山前及び字中村前並びに鳥屋野字中沼、字割前、字地蔵山、字上中沢、字東割前及び字西割前並びに神導寺字南、字神導寺南及び字神導寺北並びに紫竹字西沢、鎧字南沢及び字北沢並びに米山字東沢、笹口字三ッ屋、出来島字上川原、字西田、字山の上、字村前、字天神山、字上の山及び字居浦並びに近江字上及び字下並びに上所島字中沢、字宮浦、字上所上、字上所中、字上沢、字下沢、字居付、字宮道及び字前沢並びに親松字太田、字居付、字樋先及び字上樋先並びに大島字割前及び字居付並びに平島字道下、字道上、字居掛及び字辻下並びに小針字村上、字村中、字村下、字新町、字藤山、字薪山及び字山腰並びに青山字道下、字浦山町、字下山、字浦山、字上山、字山腰及び字道上並びに寺尾字老潟、字下谷内、字蓮潟、字老潟砂山、字栗戸下、字栗戸上、字村上、字居浦及び字村下並びに坂井字村上、字村中、字村下及び字砂山並びに上所島字下居浦及び字上所下並びに下所島字前沢、須賀字村中及び字前沢並びに大野字村上、字藤山、字川端、字村中、字荒し、字道外及び字下谷内並びに紫竹山字居付、字東沢及び字西沢並びに堀之内字浦沢及び字前沢並びに新和字居付及び字新田前並びに小張木字築留及び字居付並びに網川原字沼田、字前田、字砂田、字旧跡浦及び字神明前並びに姥ヶ山字寺浦、字小島、字原の台及び字大日並びに山二ッ字大西、長潟字北谷内、字長潟及び字木村前並びに曾川字居村及び字上割を削り、中央区一番堀通町、関南町、三和町、沼垂東6丁目、幸西4丁目、長潟、関新2丁目、太右エ門新田、親松、鳥屋野、大島、西区平島3丁目、浦山3丁目、坂井東2丁目、五十嵐2の町、五十嵐東3丁目、上新栄町、小新並びに江南区曾川とする。

(2) 使用の部分

新潟市中央区一番堀通町、関南町、幸西4丁目、関新2丁目、西区平島3丁目、坂井1丁目、坂井東2丁目及び小新地内並びに中央区網川原1丁目から美咲町1丁目まで、万代島から三和町まで、竜が島1丁目から沼垂東6丁目まで、太右エ門新田から女池南1丁目まで、鳥屋野から網川原1丁目まで、大島から親松まで及び美咲町1丁目から西区平島3丁目までの区間内を加える。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年11月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

(1) 政党的支部

(イ) 国會議員関係政治団体以外の政党的支部

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
-------	---------	--------	----------	------------	--------------------------

(平成)

24. 7. 25	みんなの党新潟県議会第2支部	中野和美	中野和美	南蒲原郡田上町大字吉田新田丁245-5	○
24. 9. 5	国民の生活が第一新潟県総支部連合会	森裕子	内山航	新潟市秋葉区新津本町1-3-22	○

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国會議員関係政治団体とみなされる政党的支部

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
-------	---------	--------	----------	------------	-------	--------------------------

(平成)

24. 7. 23	国民の生活が第一新潟県参議院選挙区第1総支部	森裕子	宇野政幸	新潟市秋葉区新津本町1-3-22 参議院議員	○
-----------	------------------------	-----	------	------------------------	---

(2) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
(平成)				
24. 7. 10	長島忠美川口後援会	星野正晴	桜井誠一	長岡市牛ヶ島96-1
24. 7. 10	長島忠美小千谷後援会	間野泉一	関清司	小千谷市土川1-4-11
24. 7. 10	長島忠美魚沼後援会	井上平一郎	佐藤喜郎	魚沼市堀之内469-1
24. 8. 31	五十嵐光一君を県政に送る会	相馬透	石山文枝	新潟市西蒲区巻甲5491
24. 8. 3	小内けいいち後援会	小内圭市	小内百合子	阿賀野市保田7559
24. 8. 17	こまがた正明後援会	中嶋成夫	種村益一	南魚沼市塩沢1203番地
24. 8. 28	佐藤ひさお後援会	廣田成雄	信田榮夫	佐渡市上横山117番地1
24. 8. 20	鈴木よしたみ後援会	岡田正	鈴木徹	五泉市下大蒲原639
24. 9. 20	石川恒夫後援会	渡辺静夫	横山久	阿賀野市山本新227番地
24. 9. 14	柏崎再生プロジェクト	阿部孝一	石黒信行	柏崎市柳橋町10-33
24. 9. 27	志田貢後援会	大塚耕生	志田良子	魚沼市大倉沢364番地1
24. 9. 5	砂塚さだひろ政治活動事務所	砂塚定広	砂塚定広	柏崎市大字石曾根276番地
24. 9. 13	近山修後援会	近山修	須藤正守	阿賀野市分田1029番地

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
(平成)					

24. 7. 9	徹新会	石崎徹	今井政之	新潟市中央区八千代2丁目280-2	衆議院議員
----------	-----	-----	------	-------------------	-------

(ハ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類
(平成)						

24. 7. 9	徹新会	石崎徹	今井政之	新潟市中央区八千代2丁目280-2	衆議院議員
24. 8. 22	わたなべ英明後援会	竹内功	山崎一三	新潟市中央区新光町 19-7	渡辺英明 衆議院議員

◎新潟県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年11月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐嘉明

(1) 政党の支部

届出年月日 (平成)	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
24. 7. 24	自由民主党新潟県第二選挙区支部	代表者 国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	細田健一 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員
24. 8. 22	自由民主党豊栄支部	代表者	青柳正司
24. 8. 9	自由民主党新潟県栄養士連盟支部	主たる事務所の所在地 会計責任者	新潟市北区白新町3-9-9 萱場佳代
24. 9. 10	自由民主党出雲崎町支部	主たる事務所の所在地	三島郡出雲崎町大字松本107-1(株)中越建設内
24. 9. 4	自由民主党新潟県バス支部	代表者	佐藤丈二
24. 9. 18	自由民主党新潟県第二選挙区支部	主たる事務所の所在地	柏崎市田塚1丁目1番28号小池ビル2F
24. 9. 10	自由民主党吉田支部	代表者	中島義和

(2) その他の政治団体

届出年月日 (平成)	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
24. 7. 30	笠井正信君を励ます会	会計責任者 主たる事務所の所在地	田中由美子 佐渡市千種1156番地1
24. 7. 10	茂岡明与司後援会	代表者	坂上悟
24. 7. 25	日本酪農政治連盟新潟県支部	会計責任者	中村日出男
24. 7. 2	日本薬業政治連盟新潟県支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	田中香枝子 片野正紀 新潟市西区流通センター4-6-2(株)マルタケ内
24. 7. 5	八木清美を励ます会	政治団体の名称 会計責任者	八木きよみ後援会 藤野正一
24. 8. 20	赤川こうこ後援会	会計責任者	小林正雄
24. 8. 30	いざみだ裕彦後援会	主たる事務所の所在地	新潟市中央区弁天橋通1-8-19
24. 8. 20	大滝豊後援会	代表者	山本憲正
24. 8. 29	はばたく！新潟県の新時代をつくる会	主たる事務所の所在地	新潟市中央区弁天橋通1-8-19
24. 9. 28	稻村健児後援会	代表者	鈴木嘉信
24. 9. 4	新潟佐藤のぶあき友の会	主たる事務所の所在地	阿賀野市横山56番地 新潟市中央区美咲町1丁目9番46号パークハイツ美咲1階
24. 9. 19	山田勉後援会	会計責任者	山田泰三

◎新潟県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年11月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

(1) 政治団体の名称

ア. その他の政治団体

解散
年月日 政治団体の名称

(平成)

22.12.31 石川恒夫後援会

23.12.31 砂塚さだひろ事務所

(2) 収支報告書の要旨

ア. その他の政治団体

政治団体の名称 石川恒夫後援会

報告年月日 平成 24年 9月 20日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 砂塚さだひろ事務所

報告年月日 平成 24年 9月 5日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成24年11月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

平成19年分

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 砂塙さだひろ事務所

報告年月日 平成 24年 9月 5日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

平成20年分

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 砂塙さだひろ事務所

報告年月日 平成 24年 9月 5日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

平成21年分

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 石川恒夫後援会

報告年月日 平成 24年 9月 20日

1 収入総額	24,806 円
前年繰越額	24,806 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	24,806 円
3 支出の内訳	
経常経費	24,806 円
光熱水費	24,806 円
合 計	24,806 円

政治団体の名称 砂塙さだひろ事務所

報告年月日 平成 24年 9月 5日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

平成22年分

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 大塙フミ子後援会

報告年月日 平成 24年 9月 27日

1 収入総額	25,450 円
前年繰越額	15,450 円
本年収入額	10,000 円
2 支出総額	10,000 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	10,000 円
個人からの寄附	10,000 円
合 計	10,000 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
その他	10,000 円
小 計	10,000 円
5 支出の内訳	
経常経費	10,000 円
人件費	5,000 円
事務所費	5,000 円
合 計	10,000 円

政治団体の名称 大滝くによし後援会

報告年月日 平成 24年 3月 30日

1 収入総額	93,000 円
前年繰越額	0 円
本年収入額	93,000 円
2 支出総額	93,000 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	93,000 円
個人からの寄附	93,000 円
合 計	93,000 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)	
大滝国吉 93,000 円 村上市	
小 計	93,000 円
5 支出の内訳	
政治活動費	93,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	93,000 円
機関紙誌の発行事業費	93,000 円
合 計	93,000 円
政治団体の名称 砂塙さだひろ事務所	
報告年月日 平成 24年 9月 5日	
1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円
政治団体の名称 わたなべ良一友の会	
報告年月日 平成 24年 3月 29日	
1 収入総額	604,449 円
前年繰越額	604,449 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年11月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

届年月日	届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
------	--------	-------	-----------	------------	--------

24. 7. 9	石崎徹	衆議院議員	徹新会	新潟市中央区八千代2丁目280-2	石崎徹
----------	-----	-------	-----	-------------------	-----

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

平成24年11月16日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修 行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇)	(特別休暇)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号（公民権の行使）、第2号（証人等としての出頭）、第3号（ <u>骨髄等ドナー休暇</u> ）、第6号（産前産後休暇）、第7号（育児休暇）、 <u>第14号（災害による現住居の滅失等）</u> 、第15号（災害等による出勤困難）、第17号（生理休暇）及び第22号（短期介護休暇）の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。	2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号（公民権の行使）、第2号（証人等としての出頭）、第3号（ <u>ドナー休暇</u> ）、第6号（産前産後休暇）、第7号（育児休暇）、第15号（災害等による出勤困難）、第17号（生理休暇）及び第22号（短期介護休暇）の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)